

経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

浜川市長 星 名 建 市

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

（記載注意） （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（14）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

- ① 乙は、甲の承諾があった場合に限り、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ② 乙が①により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年、乙の指定する日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ③ 乙が①により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙又は経営管理権実施権者に委任するものとし、乙又は経営管理権実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙又は経営管理権実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 乙が①により森林気象災等により付保した場合であって、当該森林について被害が発生した場合、乙又は経営管理権実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙又は経営管理権実施権者の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(15) 個人情報の取扱い

- ① 乙は、甲の個人情報を適正に管理し、森林の経営管理以外の目的に利用しないものとする。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画が定められる場合、甲の個人情報（住所、氏名、金銭の支払先口座等）を、経営管理実施権者に対し、経営管理に必要な限度で通知することができる。
- ③ 乙は、経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、経営管理実施権者に対し、個人情報の適正管理及び目的外利用禁止の義務を課すこととする。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

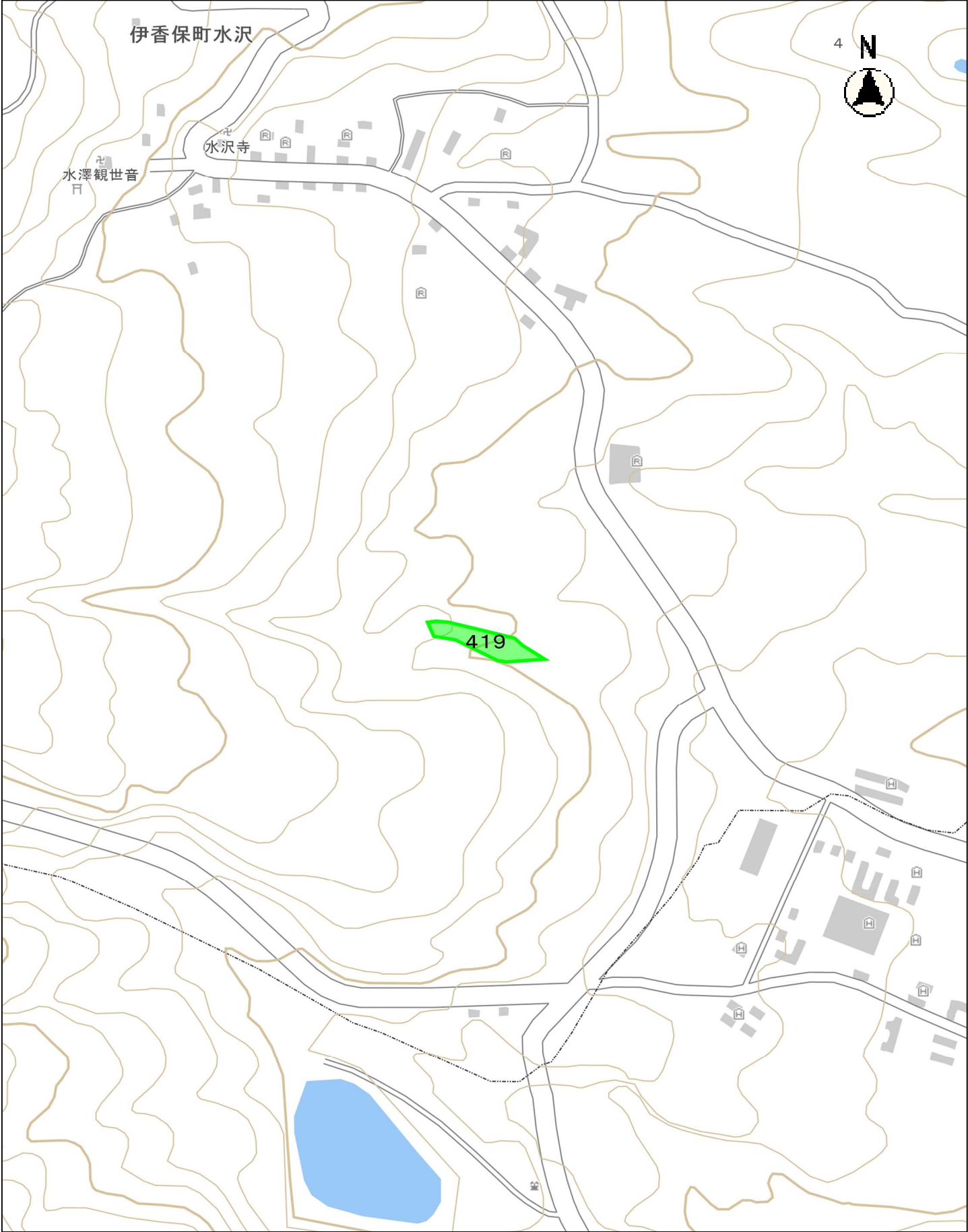
対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	伊香保町水沢	419	43	58	<経営管理実施権が設定される場合> ○経営管理実施権者が、間伐及び木材に販売、森林保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○周囲の森林と合わせ一体的な経営管理を行うため、作業道を開設することがあり得る。その場合は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
					<経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、経営管理権の存続期間中に間伐を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙が、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
①	伊香保町水沢	419	43	58	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から木材生産経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する木材生産経費及び木材の販売に係る経費については、木材生産及び木材の販売に実際に要した経費を基準とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額を勘案して算定するものとする。
					<経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 経営管理権に基づき乙が実施する木材生産の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- ・経営管理実施権が設定されない場合、乙から甲に対しての金銭の支払いは行わない。
- ・経営管理実施権が設定される場合、経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、木材生産を実施し、木材の販売収入額が確定した後（経営管理実施権者が補助金等の交付を受けている場合には、補助事業の完了後）、速やかに甲の指定する口座に振り込む方法により行うものとする。



経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（14）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

- ① 乙は、甲の承諾があった場合に限り、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ② 乙が①により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年、乙の指定する日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ③ 乙が①により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙又は経営管理権実施権者に委任するものとし、乙又は経営管理権実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙又は経営管理権実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 乙が①により森林気象災等により付保した場合であって、当該森林について被害が発生した場合、乙又は経営管理権実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙又は経営管理権実施権者の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(15) 個人情報の取扱い

- ① 乙は、甲の個人情報を適正に管理し、森林の経営管理以外の目的に利用しないものとする。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画が定められる場合、甲の個人情報（住所、氏名、金銭の支払先口座等）を、経営管理実施権者に対し、経営管理に必要な限度で通知することができる。
- ③ 乙は、経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、経営管理実施権者に対し、個人情報の適正管理及び目的外利用禁止の義務を課すこととする。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

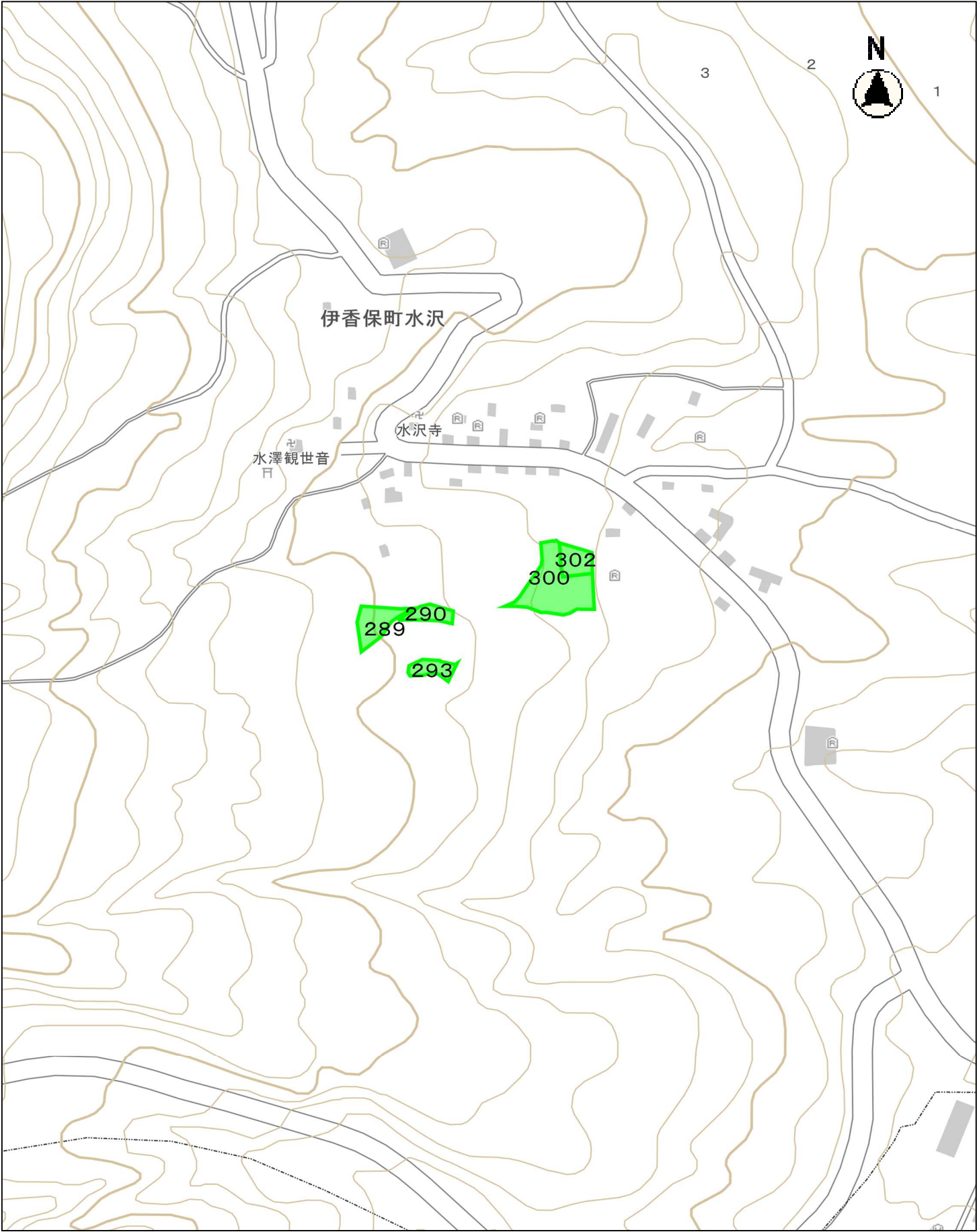
	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	伊香保町水沢	293	43	137	<経営管理実施権が設定される場合> ○経営管理実施権者が、間伐及び木材に販売、森林保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○周囲の森林と合わせ一体的な経営管理を行うため、作業道を開設することがあり得る。その場合は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、経営管理権の存続期間中に間伐を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙が、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	伊香保町水沢	300	43	143-1	
	伊香保町水沢		43	143-2	
	伊香保町水沢	302	43	143-3	
②	伊香保町水沢	289	43	133	<経営管理実施権が設定される場合> ○経営管理実施権者が、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○周囲の森林と合わせ一体的な経営管理を行うため、作業道を開設することがあり得る。その場合は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○乙が、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	伊香保町水沢	290	43	134	

別添２ 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

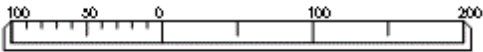
	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から木材生産経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （２．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する木材生産経費及び木材の販売に係る経費については、木材生産及び木材の販売に実際に要した経費を基準とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額を勘案して算定するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 経営管理権に基づき乙が実施する木材生産の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
	伊香保町水沢	289	43	133	
	伊香保町水沢	290	43	134	
	伊香保町水沢	293	43	137	
	伊香保町水沢	300	43	143-1	
	伊香保町水沢		43	143-2	
	伊香保町水沢	302	43	143-3	

別添３ 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- ・経営管理実施権が設定されない場合、乙から甲に対しての金銭の支払いは行わない。
- ・経営管理実施権が設定される場合、経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、木材生産を実施し、木材の販売収入額が確定した後（経営管理実施権者が補助金等の交付を受けている場合には、補助事業の完了後）、速やかに甲の指定する口座に振り込む方法により行うものとする。



縮尺 1 : 5000



経営管理権集積計画

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

渋川市長 星 名 建 市

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

（記載注意） （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（14）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

- ① 乙は、甲の承諾があった場合に限り、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ② 乙が①により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年、乙の指定する日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ③ 乙が①により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙又は経営管理権実施権者に委任するものとし、乙又は経営管理権実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙又は経営管理権実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 乙が①により森林気象災等により付保した場合であって、当該森林について被害が発生した場合、乙又は経営管理権実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙又は経営管理権実施権者の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(15) 個人情報の取扱い

- ① 乙は、甲の個人情報を適正に管理し、森林の経営管理以外の目的に利用しないものとする。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画が定められる場合、甲の個人情報（住所、氏名、金銭の支払先口座等）を、経営管理実施権者に対し、経営管理に必要な限度で通知することができる。
- ③ 乙は、経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、経営管理実施権者に対し、個人情報の適正管理及び目的外利用禁止の義務を課すこととする。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

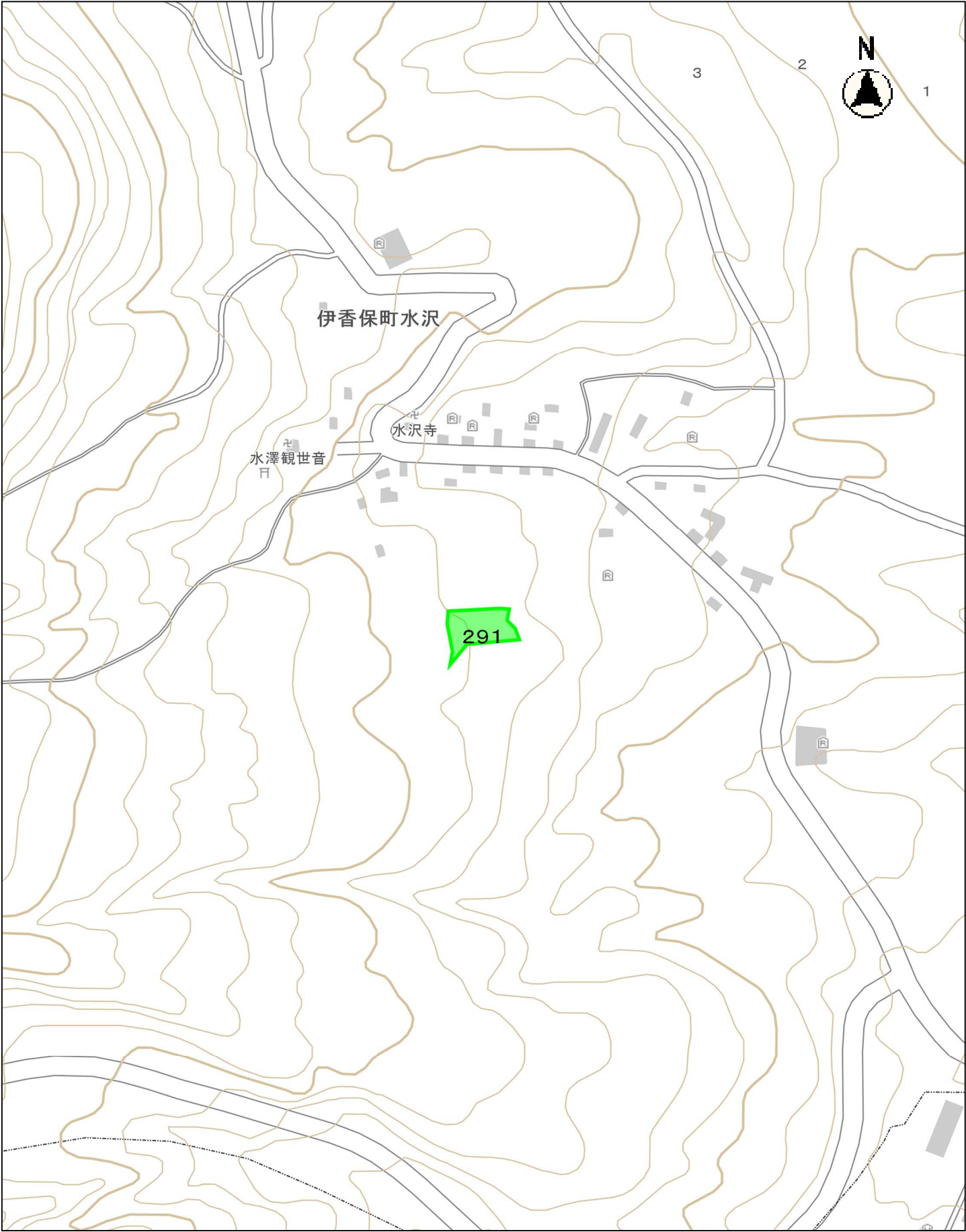
対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	伊香保町水沢	291	43	135	<経営管理実施権が設定される場合> ○経営管理実施権者が、間伐及び木材に販売、森林保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○周囲の森林と合わせ一体的な経営管理を行うため、作業道を開設することがあり得る。その場合は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
					<経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、経営管理権の存続期間中に間伐を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙が、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
①	伊香保町水沢	291	43	135	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から木材生産経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する木材生産経費及び木材の販売に係る経費については、木材生産及び木材の販売に実際に要した経費を基準とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額を勘案して算定するものとする。
					<経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 経営管理権に基づき乙が実施する木材生産の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- ・経営管理実施権が設定されない場合、乙から甲に対しての金銭の支払いは行わない。
- ・経営管理実施権が設定される場合、経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、木材生産を実施し、木材の販売収入額が確定した後（経営管理実施権者が補助金等の交付を受けている場合には、補助事業の完了後）、速やかに甲の指定する口座に振り込む方法により行うものとする。



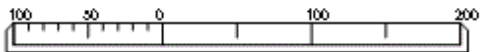
伊香保町水沢

水沢寺

水澤観世音
戸

291

縮尺 1 : 5000



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集令7-9	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）								(名称) 渋川市長 星 名 建 市		(所在地) 群馬県渋川市石原80番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）								(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時 期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	伊香保町水沢	243	43	80	山林	0.34	スギ	62	公告の日から	公告の日から起算して15年を経過する日	別添1①参照	別添2①参照	別添3参照		
2	伊香保町水沢	418	43	57	山林	0.84	ヒノキ	19	公告の日から	公告の日から起算して15年を経過する日	別添1①参照	別添2①参照	別添3参照		
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

渋川市長 星 名 建 市

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（14）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

- ① 乙は、甲の承諾があった場合に限り、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ② 乙が①により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年、乙の指定する日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ③ 乙が①により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙又は経営管理権実施権者に委任するものとし、乙又は経営管理権実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙又は経営管理権実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 乙が①により森林気象災等により付保した場合であって、当該森林について被害が発生した場合、乙又は経営管理権実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙又は経営管理権実施権者の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(15) 個人情報の取扱い

- ① 乙は、甲の個人情報を適正に管理し、森林の経営管理以外の目的に利用しないものとする。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画が定められる場合、甲の個人情報（住所、氏名、金銭の支払先口座等）を、経営管理実施権者に対し、経営管理に必要な限度で通知することができる。
- ③ 乙は、経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、経営管理実施権者に対し、個人情報の適正管理及び目的外利用禁止の義務を課すこととする。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

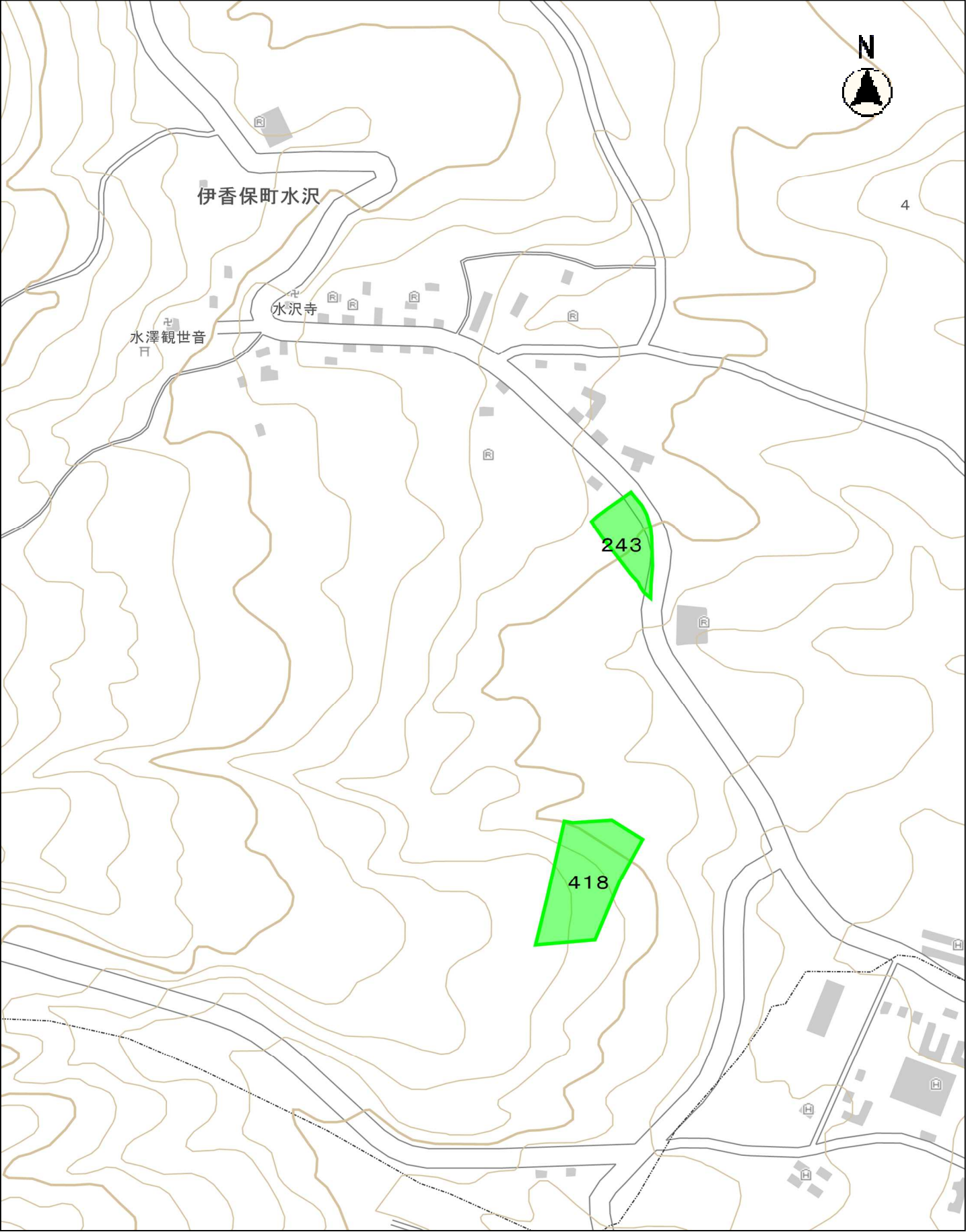
対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	伊香保町水沢	243	43	80	<経営管理実施権が設定される場合> ○経営管理実施権者が、間伐及び木材に販売、森林保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○周囲の森林と合わせ一体的な経営管理を行うため、作業道を開設することがあり得る。その場合は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
	伊香保町水沢	418	43	57	<経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、経営管理権の存続期間中に間伐を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙が、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

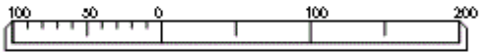
対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
①	伊香保町水沢	243	43	80	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から木材生産経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する木材生産経費及び木材の販売に係る経費については、木材生産及び木材の販売に実際に要した経費を基準とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額を勘案して算定するものとする。
	伊香保町水沢	418	43	57	
					<経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 経営管理権に基づき乙が実施する木材生産の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- ・経営管理実施権が設定されない場合、乙から甲に対しての金銭の支払いは行わない。
- ・経営管理実施権が設定される場合、経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、木材生産を実施し、木材の販売収入額が確定した後（経営管理実施権者が補助金等の交付を受けている場合には、補助事業の完了後）、速やかに甲の指定する口座に振り込む方法により行うものとする。



縮尺 1 : 5000



経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集 令 7-10	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 渋川市長 星 名 建 市		(所在地) 群馬県渋川市石原 8 0 番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて 行われる経営管理 の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある 場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢										
1	伊香保町水沢	279	43	122	山林	0.81	スギ	61	公告の日から	公告の日から起算して15年を経過する日	別添 1 ①参照	別添 2 ①参照	別添 3 参照					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上）

渋川市長 星 名 建 市

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

（記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（14）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険

- ① 乙は、甲の承諾があった場合に限り、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。
なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ② 乙が①により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年、乙の指定する日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- ③ 乙が①により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙又は経営管理権実施権者に委任するものとし、乙又は経営管理権実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙又は経営管理権実施権者に帰属させるものとする。
- ④ 乙が①により森林気象災等により付保した場合であって、当該森林について被害が発生した場合、乙又は経営管理権実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙又は経営管理権実施権者の協議により定める。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(15) 個人情報の取扱い

- ① 乙は、甲の個人情報を適正に管理し、森林の経営管理以外の目的に利用しないものとする。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画が定められる場合、甲の個人情報（住所、氏名、金銭の支払先口座等）を、経営管理実施権者に対し、経営管理に必要な限度で通知することができる。
- ③ 乙は、経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、経営管理実施権者に対し、個人情報の適正管理及び目的外利用禁止の義務を課すこととする。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

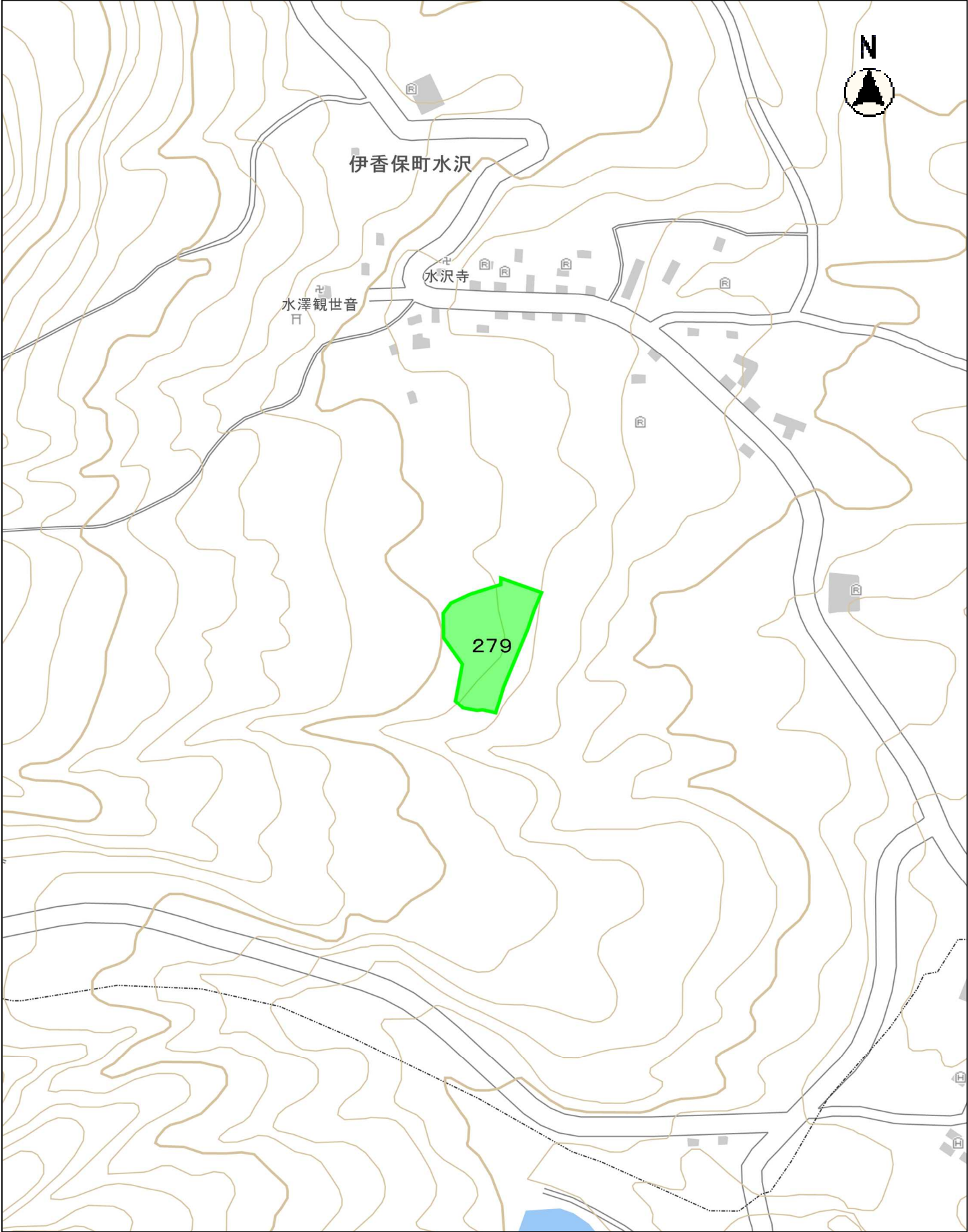
対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	伊香保町水沢	279	43	122	<経営管理実施権が設定される場合> ○経営管理実施権者が、間伐及び木材に販売、森林保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○周囲の森林と合わせ一体的な経営管理を行うため、作業道を開設することがあり得る。その場合は、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。
					<経営管理実施権が設定されない場合> ○乙は、経営管理権の存続期間中に間伐を行うものとする。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。 ○乙が、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
①	伊香保町水沢	279	43	122	<経営管理実施権が設定される場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から木材生産経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （2．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する木材生産経費及び木材の販売に係る経費については、木材生産及び木材の販売に実際に要した経費を基準とし、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額を勘案して算定するものとする。
					<経営管理実施権が設定されない場合> （1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 経営管理権に基づき乙が実施する木材生産の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （2．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

- ・経営管理実施権が設定されない場合、乙から甲に対しての金銭の支払いは行わない。
- ・経営管理実施権が設定される場合、経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、木材生産を実施し、木材の販売収入額が確定した後（経営管理実施権者が補助金等の交付を受けている場合には、補助事業の完了後）、速やかに甲の指定する口座に振り込む方法により行うものとする。



縮尺 1 : 5000

